

公示

1 事業目的

人権週間（12月4日～10日）に合わせて、誰もが気軽に参加できる明るく楽しい各種啓発事業を一体的・総合的に実施し、より多くの県民が人権問題に触れるきっかけを作ることより、人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深めることを目的に、「ふれあい人権フェスタ2023」を開催する。

2 委託業務名

「ふれあい人権フェスタ2023」企画運営業務委託

3 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和5年12月28日まで

5 予算額

金2,812,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 参加資格

企画コンペに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務と同種又は類似の業務について、平成30年度以降に完了した実績を1件以上有すること。
- (2) 規定された仕様を満たす業務執行能力を有していること
- (3) 緊急な対応や打ち合わせ等が必要なときに、迅速に対応ができること
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからオまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

7 実施スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 事前説明会（オリエンテーション） | 令和5年7月13日（木曜日）13時～ |
| (2) 参加資格の確認申請書の提出期限 | 令和5年7月20日（木曜日）17時 |
| (3) 企画コンペ参加申込期限 | 令和5年7月20日（木曜日）17時 |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和5年8月23日（水曜日）17時 |
| (5) 企画コンペ審査会（プレゼンテーション） | 令和5年8月30日（水曜日）（予定） |
| (6) 委託事業者決定 | 令和5年8月31日（木曜日）（予定） |

8 事前説明会（オリエンテーション）

- (1) 日 時 令和5年7月13日（木曜日） 13時00分から
(2) 場 所 佐賀県庁旧館1階 県民環境部部内会議室
※説明会への参加を希望する場合は、前日17時までに電話・メール等で、佐賀県人権・同和対策課に知らせること。

9 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、「参加資格確認申請書」に関係書類を添付のうえ、次の提出場所に持参、又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和5年7月20日（木曜日）17時
(2) 提出場所 佐賀県民環境部人権・同和対策課
(佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館1階)

※参加資格の確認結果は、令和5年7月28日（金曜日）までに通知する。

10 企画コンペ参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年7月20日（木曜日）17時
(2) 提出場所 佐賀県民環境部人権・同和対策課
(佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館1階)
(3) 提出物 「企画コンペ参加申込書」、「実績書」
(4) 提出方法 持参又は郵送（期限内必着）
※メール又はFAX等により提出後、令和5年7月28日（金曜日）までに原本と差し替えることで差支えない。

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年8月23日（水曜日）17時
(2) 提出場所 佐賀県民環境部人権・同和対策課
(佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館1階)
(3) 提出を求める書類
・ 提案書（送付文）
ア 企画提案書 各8部（様式任意）
イ 見積書 各8部（様式任意、原本1部、コピー7部）
※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(4) 提出方法

持参、又は書留郵便や宅配便など受領確認ができる手段により送付すること

1.2 企画コンペの実施

(1) 実施方法 プレゼンテーションによる審査

(2) 開催日時 令和5年8月30日(水曜日)(予定)

※個別の時間については、参加者に別途通知する。

(3) 開催場所 佐賀県庁旧館1階 県民環境部部内会議室

(4) 実施方法 参加者は、企画提案書等の資料によりプレゼンテーションを行う。

1つの提案についてのプレゼンテーションの時間は20分程度(質疑応答含む)とする。

1.3 審査会の実施

(1) 審査員は、以下に定める「評価基準」に従い審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

「評価基準」

項目	基準	配点
企画提案内容	○事業目的との整合性 ・【必須】事業の趣旨を理解し、仕様書の内容についてすべて提案しているか。	10
	○企画内容の創造性 ・より多くの県民を集客できるような興味・関心を引く工夫があるか。 ・幅広い年代に楽しめる内容となっているか。 ・誰もが気軽に参加できる配慮がされているか。 ○内容の妥当性 ・イベント実施までの準備など実現可能なスケジュールとなっているか。 ・会場全体の来場者の流れを考慮しているか。	70
イベントの開催実績	○【必須】過去5年間に、佐賀県関係機関や民間企業のイベント開催実績があるか。	10
実施主体の適格性	○本業務が遂行可能な人員の確保がなされるとともに効果的な人員体制であると認められるか。 ・幅広い知見、ネットワークを持っているか。	5
経費の妥当性	○見積書は妥当か。また、内訳に不自然な点はないか。	5
総計		100

(2) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、60点を最低基準点とする。

(3) 必須項目(2項目)のうち、1項目でも0点の場合、不合格とする。

(必須項目は0点又は10点)

1.4 契約保証金

(1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

(2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

(3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正にした実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1.5 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

1.6 最優秀提案者の決定方法

評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点^(※)が高い者を最優秀提案者とする。

1.7 その他

- (1) 当該企画競争の参加に係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 虚偽の掲載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 企画に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 審査の結果、最高位の評価を得た者が参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができない。この場合、次順位の者と契約を締結する。
- (8) 企画競争に関する問い合わせは、電話、FAX、メールで受け付ける。質疑応答の内容は、必要に応じて参加者全員に通知する。
- (9) 企画提案用に佐賀県から提供されたデータ等は、佐賀県の許可なく当該作業以外の目的で使用しないこととする。

1.8 問い合わせ先

佐賀県 県民環境部 人権・同和対策課

TEL 0952-25-7063

FAX 0952-25-7223

E-mail jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

※技術点

評価基準の企画提案内容、イベントの開催実績、実施主体の適格性を合わせた点数